

5

給付・手当・年金等

(1) 障害児福祉手当

身体または精神に重度の障害があるために日常生活において常時介護を受けている児童に支給されます。

対象者

重度の障害のために、日常生活において常時の介護を要する20歳未満の方で、次表の障害が1つ以上あるか、それと同程度以上の状態の方に支給されます。障害の程度の詳細はお問い合わせ下さい。

◆ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

1. 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方
2. 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方
3. 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

精神障害	精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度の方 最重度の知的障害(IQ20以下)のある方または精神の障害のある方で、日常生活において常時介護を要する程度以上の方
重複障害	身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方 視力・聴力・両上肢・両下肢・体幹・重度の知的障害(IQ35以下)・精神障害等の重複する方

支給額

月額 令和5年4月～ 15,220円

支給月

年4回(5・8・11・2月)

窓口

障害福祉課

手続きに必要なもの

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・本人名義の銀行口座
- ・手当認定用診断書
- ・個人番号(マイナンバー)カード(※詳しくは48ページをご覧ください)

(2) 特別障害者手当

20歳以上の方で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護が必要であると認められる在宅の方に、手当を支給する制度です。

対象者

重度の障害のために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①別表アの障害が2つ以上ある方
- ②別表アの障害が1つあり、かつ、別表イの障害が2つ以上ある方
※体幹と両下肢の重複は除く。
※別表イの障害は、別表アの障害とは別の障害である必要があります。
- ③『障害児福祉手当』認定基準（前ページ「精神障害」欄を参照）の障害を有し、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点以上となる方

◆ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- 1 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- 2 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- 3 病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されている方
- 4 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

【別表ア】

①	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04 他眼の視力が手動弁以下のもの等
②	両耳の聴カレベルが100デシベル以上の方
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの 若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する方
④	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠く方
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する方
⑥	内部障害 前各号に掲げるもののほか、身体の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることが不能な程度の方（心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液・特定疾患等で安静度2度以上）
⑦	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の方 （精神障害は日常生活能力判定表10点以上・知的障害は最重度IQ20以下）

【別表イ】

①	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は一眼の視力が 0.08 他眼の視力が手動弁以下のもの（令和 4 年 4 月 1 日から）
②	両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上の方
③	平衡機能に極めて著しい障害を有する方
④	そしゃく機能を失った方
⑤	音声又は言語機能を失った方
⑥	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃した方、又は両上肢のおや指、ひとさし指を欠く方
⑦	一上肢の機能に著しい障害を有する方又は一上肢のすべての指を欠く方若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃した方
⑧	一下肢の機能を全廃した方又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠く方
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する方
⑩	内部障害 前各号に掲げるほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方（心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・血液他）
⑪	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の方（精神障害は日常生活能力判定表 8 点以上、知的障害は重度 I Q35 以下）

支給額

月 額 令和 5 年 4 月～ 27,980 円

支給月

年 4 回（5・8・11・2月）

手続きに
必要なもの

- ・精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳、療育手帳
- ・本人名義の銀行口座
- ・年金証書
- ・手当認定用診断書
- ・個人番号（マイナンバー）カード（※詳しくは48ページをご覧ください）

(3) 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭、父又は母が政令で定める程度の障害の状態にあり、児童を養育している家庭、もしくは父母に代って児童を養育している方に支給される手当です。

対象者

対象児童は 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの児童（児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20 歳未満の児童）

◆ただし、次の場合は手当が受けられません。

1. 児童が児童福祉施設に入所している。（通園施設・母子生活支援施設を除く。）
2. 児童が里親に委託されている。
3. 手当を受けようとする父・母・養育者又は児童が、公的年金等を受給し、その受給額が児童扶養手当の額以上であるとき。
4. 上記以外に支給要件に該当しないと認められるとき。

※なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

手 当

（令和 4 年 4 月～）

児童 1 人目 月額 43,070 円（一部支給 月額 43,060～10,160 円）

児童 2 人目 月額 10,170 円加算（一部支給 月額 10,160～5,090 円）

3 人目以降 月額 6,100 円加算（一部支給 月額 6,090～3,050 円）

※手当額は物価スライド制の適用により改定される場合があります。

窓 口

こどもを守る課 TEL 812-2210
FAX 839-6767

手続きに必要なもの

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・請求者名義の金融機関の通帳
- ・請求者の本人確認書類（健康保険証、マイナンバーカードなど）
- ・その他（状況によって必要書類が異なりますので、こどもを守る課でご案内します。窓口にお越しください。）

(4) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害がある20歳未満の児童を養育している保護者に支給される手当です。

対象者

20歳未満で、政令で規定する障害の状態にある児童を養育している保護者に支給される手当です。

◆ただし、次の場合は手当が受けられません。

1. 対象児童が施設に入所している場合
2. 対象児童又はその保護者が日本に住所がない場合
3. 対象児童が障害年金を受けられることができる場合

手 当

(令和5年4月～)

- | | | |
|----|---------|------------|
| 1級 | 児童1人につき | 月額 53,700円 |
| 2級 | 児童1人につき | 月額 35,600円 |

窓 口

こどもを守る課 TEL 812-2210
FAX 839-6767

手続きに必要なもの

- ・診断書（こどもを守る課で申請用の診断書の様式をお渡しします。）
（身体障害者手帳又は療育手帳で代用できる場合もあります。）
- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・請求者名義の金融機関の通帳のコピー
- ・その他（状況によって必要書類が異なりますので、こどもを守る課でご案内します。窓口にお越しください。）

(5) 障害基礎年金

病気やけがにより障害者となり、日常生活に制限を受ける状態になったとき支給される年金です。障害基礎年金は、障害の程度によって1級と2級に分かれています。

対象者

- ① 国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで国民年金法に定める障害等級の1級または2級の障害の状態になった方、または、65歳の前日までに該当するようになった方。

- ② 保険料の納付状態が初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年層納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上あること。
- ③ ②の特例として、保険料の納付状態が初診日の前々月まで、直近の一年間に保険料の未納期間がないこと。（令和8年3月31日までに初診日がある場合）

※初診日以降に保険料が納付された期間は審査の対象外です。

※初診日に60歳以上65歳未満で国内に住んでいれば、国民年金の加入を終えたあとの人にも障害基礎年金が支給されます。

※20歳前の病気やけがで障害者になった方は、20歳になったとき（障害認定日が20歳になってからの場合は障害認定日）に障害の程度が国民年金法に定める1級又は2級に該当すれば、障害基礎年金を受給できます。（本人の所得制限あり）

年金額

1級障害の方 年額 972,250円（令和4年度）
2級障害の方 年額 777,800円（令和4年度）

窓 □

市民サービス部 TEL 824-1181(代表)
戸籍・住基担当 内線番号 2656

(6) 障害厚生年金

厚生年金保険加入中に初診日がある病気やけがで、障害基礎年金の1級又は2級に該当する障害の状態になったときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、障害等級表の3級に該当する場合は、厚生年金保険独自の障害厚生年金が支給されます。

窓 □

日本年金機構 枚方年金事務所
TEL 846-5011

(7) 寝屋川市外国人障害福祉金

国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日以前に20歳に達していた外国人で、障害基礎年金等を受けることができない重度心身障害者に対して、支給される給付金です。

対象者

下記の条件をすべて兼ね備えた方

- ① 昭和 57 年 1 月 1 日以前に外国人登録を行なっている
- ② 同日以前に 20 歳に達している
- ③ 障害の程度が 1 級～2 級の身体障害者手帳または療育手帳 A または精神障害者手帳 1 級の所持者でそれらの障害認定日またはその障害程度に達した初診日が昭和 57 年 1 月 1 日以前である
- ④ 障害を支給事由とする年金を受給していない
- ⑤ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていない

手 当

月 額 20,000 円 年 2 回支給（9・3 月）

※この制度に該当する場合は大阪府重度障がい者特例支援給付金にも該当します。月額 20,000 円 年 2 回支給（4・10 月）

窓 口

障害福祉課

（8）特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

対象者

国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の 1・2 級相当の障害の状態にある人でつぎのいずれかに該当する人

- ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者

※ただし、65 歳に達する日の前日までに行う必要があります。

手 当

1 級 月 額 53,650 円

2 級 月 額 42,920 円

（支給額は、毎年度自動物価スライド制・支払いは偶数月の年 6 回）

注 意

給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からです。障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかることがあり、支給の決定まで数か月必要になります。支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月までさかのぼって支給されます。収入や年金受給の状況により、支給が制限されることがあります。

窓 口

市民サービス部 戸籍・住基担当
TEL 824 - 1181(代表) 内線 2656

問合先

日本年金機構 枚方年金事務所
TEL 846-5011

(9) 大阪府障がい者扶養共済

障害者の将来について、保護者の方がもたれる不安を軽くするため、一定額の掛け金を納めることにより、加入している保護者の方が死亡、又は身体に著しい障害を有することになった場合に障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。

対象者

次の①から③の保護者であり、加入要件を満たしている人。

- ① 知的障害者（児）
- ② 1～3級の身体障害者（児）
- ③ 精神又は身体に永続的な障害を有し、①又は②と同程度の障害と認められる方

加入要件

- ① 大阪府内に在住
- ② 4月1日現在で、65歳未満
特別な病気や障害がない

掛 金

- ① 1口 月額 9,300円～23,300円
- ② 2口まで加入できますが、加入者の年齢によって掛金額が異なります。（年齢は、4月1日における満年齢で計算されます。）
- ③ 1口目についてのみ生活保護受給世帯は掛金の全額、市民税非課税世帯は掛金の5割、市民税所得割非課税世帯は掛金の3割が免除されます。

年金額

1口 月額 20,000円（2口まで加入できます。）
※加入承認日は毎月1日で加入まで1～2ヶ月を要します。

窓 口

障害福祉課